

広告仕様書

■ 広告種類

種類	掲載位置、印刷				
大きさ	縦 50 ピクセル・横 175 ピクセル				
形式	GIF (アニメ可)、JPEG、PNG				
データ容量	20 KB 以内				
掲載期間及び 1 枠あたりの掲載料 (消費税及び地方消費税を含む)		1 箇月	3 箇月	6 箇月	12 箇月
	市内に事業所を有するもの	3,000 円	9,000 円	16,000 円	30,000 円
	上記以外	5,000 円	15,000 円	26,000 円	50,000 円

■ 申込み

申込方法	申込書を郵送又は、直接総務課へ御提出ください。
申込み、 問合せ先	安芸市役所総務課総務係
	〒784-8501 安芸市矢ノ丸1丁目4番40号 TEL:0887-35-1000 / FAX:0887-35-4445 e-mail:soumugakari@city.aki.lg.jp

■ 広告掲載までのスケジュール

掲載月の前月 10 日〆切	広告掲載申込 ・「安芸市公式ホームページ」広告掲載申込書(様式第1号) ・納税証明 ・バナー広告原稿(紙媒体)
掲載月の前月 15 日頃	広告掲載決定または非掲載決定の通知
掲載月の前月 25 日〆切	広告掲載料の支払い バナー広告原稿(画像データ)の提出
掲載月の初日	バナー広告掲載開始

注意事項

- ① 申込み時には、掲載する広告原稿(案)を必ず添付してください。
- ② 広告掲載料は、掲載決定後、市から送付される納入通知書に明記されている期日までに一括前納してください。
- ③ 広告料には制作費(版下・デザイン)は含んでいません。作成に係る一切の経費は、広告主の負担となります。
- ④ 掲載決定通知後に広告主に提出していただく版下原稿は完全データで入稿してください。
- ⑤ 校正漏れによる内容の不備については、市はいかなる補償も行いませんので、

校正は慎重にお願いします。

- ⑥ 場合によっては、課税状況等について税務課又はその他関係機関に確認することがあるため、その際には、同意書を提出していただくことがあります。

なお、御不明な点は、総務課までお問い合わせください。